

# 相続税等の料金

2019.4.1

消費税抜価格

業務区分	業務内容	料金	備考	
税務・評価など	・税務相談 (書面化する場合には別料金)	所得税・消費税のご相談 相続、不動産売買関係のご相談	10,000円 / 1 H 10,000円 / 1 H	
	・自社(非上場)株評価	相続、贈与、売買(M & A)等の場合の評価	200,000円 ~ / 1 社	
	・不動産の評価	路線価方式	20,000円 / 1 画地	
		倍率方式	10,000円 / 1 画地	
・税務調査立会	10時から16時(調査が続く限り)立ち会います	60,000円 / 1 日		
相続関係	・相続税申告書	取得財産の価額(小規模宅地の特例適用前:10万円未満切捨て)	料金	
		5,000万円以下	200,000円	
		5,000万円超 8,000万円以下	360,000円	
		8,000万円超 1億2,000万円以下	480,000円	
		1億2,000万円超	取得財産の価額 × 0.4%	
	上記は財産を取得した方が3名までの料金です。4名以上の場合には、1名につき、上記料金の5%を加算致します。			
	遺産分割協議書の作成費用に関して、別途ご請求する場合があります。			
	上記には、登記簿謄本、固定資産税評価証明書などの費用や登記にかかる費用および			
	現地調査のための交通費などの実費は含まれておりませんので、実費がかかった場合には、別途ご請求致します。			
	修正申告は、当事務所で作成した申告書にかかるものに関しては無料ですが、税務調査の場合、立会報酬が1日60,000円(消費税別)がかかります。当事務所以外での申告に関しては、上記の料金となります。なお、依頼者が故意に相続財産を隠蔽したことが明らかになった場合には、有償となる場合もあります。上記報酬は、2画地までの小規模な土地を基準としていますので、土地の筆数が多い場合には、別途上記の不動産の評価料金がかかります。非上場会社の株式を評価する場合には、1社につき別途20万円以上の報酬がかかります。			
・相続シミュレーション	・預金は百万円単位で、土地は公簿面積により概算計算をした場合	上記料金の30%		
	・預金は百万円単位で、概算計算し土地に関しては現地調査を行った場合	上記料金の60%		
	・相続税の申告書としてすべてを評価した金額で計算した場合	上記料金の80%		
贈与関係	・贈与税申告書	贈与財産の価額	料金	
		300万円以下	20,000円	現金及び預貯金のみの場合
		300万円超 2,500万円以下	60,000円	
		2,500万円超	別途お見積	
	上記には、登記簿謄本、固定資産税評価証明書などの費用や登記にかかる費用および			
現地調査のための交通費などの実費は含まれておりませんので、実費がかかった場合には、別途ご請求致します。				
不動産や株など評価が必要な場合には、別料金となります。				
修正申告は、当事務所で作成した申告書にかかるものに関しては無料です。				
当事務所以外で作成した申告書に関しては、上記の報酬となります。				
なお、依頼者が故意に贈与があった事を隠蔽したことが明らかになった場合には、有償となる場合もあります。				

お見積書を作成しますので、お気軽にお問合せください。